

会 議 録

○会議名	第1回みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議
○日時	平成25年5月10日(金) 午前10時から午前11時40分
○場所	市役所6階 601会議室
○出席者	主催代表 久野知英(市長)(あいさつ、諮問) 委員(出席) 出原繁男(みよし市区長会代表)、伊藤春人(みよし市区長会代表)、 石川育生(みよし市区長会代表)、鳥居鎌一(みよし商工会代表)、 天石惇郎(みよし市社会福祉協議会代表)、岡本清則(みよし市文化協会代表)、 清田由雅(みよし市体育協会代表)、 佐々木幸一(みよし市老人クラブ連合会代表)、 三田晃裕(愛知中央青年会議所代表)、 加藤志津香(みよし市教育委員会代表)、 鈴木要(みよし市農業委員会代表)、新谷千晶(NPO法人代表) (欠席) 正道克美(みよし市区長会代表) 梅川小夜子(みよし市民生児童委員協議会代表)
事務局	加納協働部長、天野協働部次長、佐伯協働専門監兼協働推進課長 森永協働推進課副主幹、二子石協働推進課主任主査
○会議公開の可否	公開 / 傍聴人数 0人

1 開会宣言

天野次長 定刻となりましたので、只今から「第1回みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議」を始めます。

【一同起立、礼、着席】

本日の会議はみよし市付属機関の設置及び運営に関する要綱第6条に基づき、会議の全部を公開としておりますので、予めご了承ください。

なお、正道克美委員、梅川小夜子委員は、所用のためご欠席の連絡をいただいております。

2 委嘱状交付

市長 各委員に委嘱状交付

3 市長 あいさつ

4 自己紹介

①委員自己紹介

②事務局自己紹介

5 委員長、副委員長の選出

天野次長 正副委員長の選出についてお諮りします。ネットワーク会議設置要綱第4条の規定により、委員長、副委員長は委員の互選により定めることとして

おります。初めに委員長への就任又は推薦がありましたらお願いします。

鈴木委員 この条例を作成された時に副委員長として参加されていた鳥居委員を推薦いたします。

天野次長 他になければ、ご賛同いただける方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成で承認いただきましたので、鳥居委員に委員長になっていただき、委員長席へ移動をお願いします。

続きまして、副委員長への就任又は推薦がありましたらお願いします。

鈴木委員 この条例を作成された時に委員として参加されていた天石委員を推薦いたします。

天野次長 他になければ、ご賛同いただける方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成で承認いただきましたので、天石委員に副委員長になっていただき、副委員長席へ移動をお願いします。

ここで、鳥居委員長からごあいさつをお願いいたします。

鳥居委員長 あいさつ

天野次長 ありがとうございます。

では、今回の自治基本条例の見直しについて、市長から委員長へ諮問させていただきます。

市長 **【諮問】**

天野次長 ここで、市長は公務のため退席させていただきます。

これからの進行は、ネットワーク会議設置要綱第 5 条に基づき、鳥居委員長をお願いします。

鳥居委員長 みよし市自治基本条例の内容の検討について審議を始めます。

スケジュールの説明からお願いします。

佐伯課長 資料の 3 ページをご覧ください。

自治基本条例は、平成 20 年 10 月に施行されております。条例第 23 条にありますように、「施行後 5 年を越えない期間ごとに検討し、必要なら見直しを行う。」となっております。本年 9 月末で 5 年経過しますので、皆さんにご検討いただきたいと思います。

スケジュールとしては、本日の第 1 回検討会議、そして、パブリックコメントを広報 7 月 1 日号に掲載し、第 2 回検討会議を 8 月下旬に予定しています。その後は、9 月上旬に市長へ答申を行い、12 月議会に条例の改正案を上程の予定です。

短い期間で検討、見直しをお願いいたしますが、よろしく願いいたします。

できれば、本日の会議で変更の有無を検討いただき、変更する場合は、どこを変更するかをお決めください。

資料の 4 ページをご覧ください。

初めての方もみえますので、自治基本条例について説明します。

自治基本条例とは、地域課題の対応やまちづくりなどを誰がどんな役割

を担って、どの様な方法で進めていくのかを定めた条例で、自治体の基本ルールを定めたものです。多くの自治体では、この条例で情報の共有や市民の参加、協働などの自治の基本原則とか、市民、議会、行政の役割や責任と情報公開、計画や審議会等への市民参加や住民投票など自治を推進する制度を定めたものが多くあります。

みよし市が自治基本条例を制定した背景は、

1 点目は、地方分権に対応するためです。身近な問題を地域で自己決定し自己責任に基づき改革を進めることが必要です。本市は単独でまちづくりを進めると決めたので、自治基本条例を制定する必要があったということです。

2 点目は、協働のまちづくりを推進するためです。防犯防災等の自主組織の活動が活発になってきておりますが、新たに環境美化、介護支援、子育て支援などを協働ですすめることになってきたので、ルールづくりが必要となったためです。

この後7ページまで、各条文毎に説明

鳥居委員長
三田委員
佐伯課長

事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

前文中の「三好らしさ」の定義はありますか。

諸説あります。そのうちの1つに明治に三つの村が合併し三好村ができましたが、その三つの村がいつもでも仲良く発展できるようにという願いを表しているという説があります。

三田委員
佐伯課長

「三好らしさ」は各々で思いがあるのでは。

皆さんの考える「三好らしさ」で捉えていただければ良いと思いますが、その文の後半には具体的なことも書かれております。

石川委員

三好丘地区の人達は転入してきた人達です。

三好丘で生まれた子にとって、「みよし」＝「ふるさと」となるような街づくりが必要ではないか。

佐伯課長

内部委員会で、「三好らしさ」を「みよしらしさ」にしたなら、未来へ向かっていくイメージになるので、変えたらどうかという意見もありました。

先ほど三つの村が合併して三好という話をしましたが、実は町制50周年の要覧の中に三好には三つの大好きというものがあり「元気」「心」「人」が三好のキーワードと書かれています。

後ほどお願いするつもりでしたが、「三好らしさ」の部分については、是非ご検討をお願いしたい部分であります。

鳥居委員長

ここで一旦質問を中止します。

次の資料説明をお願いします。

佐伯課長

資料の8ページをご覧ください。

本日の会議の前に内部委員会で検討し、変更した方がよいのではと考えられた箇所を掲載してあります。

自治基本条例の位置付けにありますように、自治基本条例が最高規範となり、みよし市の他の条例は自治基本条例と整合性をもたせなくてはならないとあります。条例制定時にその調査を行ったところ、約200ある条例の全

てに整合性がありました。その後新たに制定された条例は、自治基本条例を参照しておりますので、整合性は図られていると考えており、その点からは見直しの必要はないということになります。

しかし、5年前の条例制定時と現在の社会情勢の変化ですと、東日本大震災が発生いたしました。近年自治基本条例を制定や見直しをした自治体では、危機管理という項目を入れております。

このことから、第21条に危機管理を追加してあります。

第21条第1項は、災害等の発生に備えての準備について、「等」には犯罪も含むということと考えています。第2項は発生後の共助について記載されております。

また、前文の「21世紀を迎えた今日」は、2000年になってから10年以上経過しておりますので、「今後」とさせていただいております。

あと先ほどお話しがありました「三好らしさ」の部分についても、ご検討をお願いします。

鳥居委員長

第21条に危機管理を加えるという説明がありました。

みよし市も今後何があるか分からないので入れてはどうかという点

もう一つは「日本一住みよいまち」ということになったので、対外的にそういったことが言えるようにということです。

天石副委員長

危機管理は民間では、反社会的勢力と係わらないとか、不正を働かないとか賞味期限がきれた材料を使わないということを決めている。また、汚職を行わないとか監査を正しく行いなさいとか、経理の伝票の書き方から上司が印鑑を押す基準まで定めなさいというのが危機管理。事務局の説明の中で災害等の等に犯罪も含まれるということですが、このあたりも協議してはどうか。

佐伯課長

通常危機管理というと企業や団体の存続が危ぶまれるようなことがないように作られる場合が多いと思います。

この条例では市民や行政がルールに従いより良い方向に進んでいこうとした時に障害となりそうなもの、災害や犯罪といった市民が被害を受けやすいものに限定させていただきました。また、危機管理という言葉は、他の自治体でも使用しておりましたので使用しました。また、天石副委員長が言われた件は組織内部の話になりますが、例えば誰が決定を下すかということは、職務権限規程で決められております。

出原委員

危機対応という言葉に変えてはどうか。

天石副委員長

危機管理という表現でも良いが、不正行為を行わないというニュアンスを含めてはどうか。

新谷委員

自然災害発生時のことを言っているので、必要なことだと思います。またこの条例を市民が見て分かるようにする必要があると思うので、表現を分かりやすくしてはどうかと思います。

石川委員

ここでいう危機管理とは、コンプライアンスなのか防災なのか、それらをどこまで入れるのかによって決めてはどうか。

出原委員

一般国民のいう危機管理は、コンプライアンスではないような気がする。

天石副委員長 第21条にこの条文を入れることは必要と思います。
加納部長 自然災害的なものと人的なものがあるので、災害と犯罪という表現もあります。

鳥居委員長 全部入れるかどうか。
加納部長 他の市でも災害や犯罪という言葉を使って、それらの非常事態に備えるということで、両方に備えるということもあります。

佐伯課長 第21条第1項に「災害等非常の事態に」とあるところを、明確にするために「災害・犯罪等の非常の事態に」という言い回しでどうですか。

鳥居委員長 5年前にこの条例を作成するときに、小学生くらいが読んでもわかるような条文にした方がよいと発言させてもらった。

加納部長 第21条第2項も同様に直すということで、よろしいでしょうか。
石川委員 良いと思います。
鳥居委員長 確認のために改正案を読み上げてください。
佐伯課長 第1項は「～災害・犯罪等非常の事態に～」ということで、第2項は「市民は、災害・犯罪等の発生時に～」という文でどうでしょうか。

一同 良いです。
加藤委員 タイトルを「災害・犯罪等への危機管理」にしてはいかがか。
鳥居委員長 皆さんいかがですか
一同 良いです。
佐伯課長 前文のところはどうでしょうか。
石川委員 「21世紀を迎えた今日」は「今後」でもよいですが、「将来」という言葉を入れて欲しい。

天石副委員長 「将来に向けても」というのではどうですか。
加藤委員 自治基本条例なので自分達が動くんだということを強調するために主語を前にもってきた方がよいと思います。
佐伯課長 読んでみます。
「自治の担い手である私たちは、将来に向けても多様で個性豊かな地域社会を実現していくために、英知を結集し、～」でよろしいでしょうか。

天石副委員長 「三好らしさ」の部分はどうするかですが、関係ないかも知れませんが、ひとつお尋ねしたいことがあります。
むかし三好らしさとは何か、三好をどんな街にしたいのかという話があり、その時に「来てよし 見てよし 住んでよし」というキャッチフレーズがありました。どうなりましたか。

佐伯課長 当時は会議資料等にも多く印刷されていました。
天石副委員長 「三好らしさ」の説明の中にキャッチフレーズの話がなかったので、聞いてみただけです。
加納部長 5年前にこの条例を作成したときに、そこまで考えて作られたかどうかは今わかりません。「三好らしさ」以降に記載されている「先人から受け継いできた文化や伝統を次世代に引き継ぎ、美しい自然を守り、地域の活力を高めること」が「三好らしさ」にかかっているのかと思います。
先ほどお尋ねのあった件につきましては、調査いたします。

将来という話がありましたが、この文は今までの三好があってそれを続けていくという感じなので、新たに将来というような言葉を入れた方がよいでしょうか。

石川委員 先ほどの「三好らしさ」に将来の意味があれば、このままでもよいと思います。

鳥居委員長 それでは、「みよしらしさ」という表現のまま、漢字を「ひらがな」にするということによいですね。

では、本日検討した内容に合うように検討案の文書を直してください。

佐伯課長 本日の意見を反映したものを、パブリックコメントにかけさせていただいて、それを含めて次回の会議にかけさせていただきます。

加納部長 パブリックコメントをかける前に皆さんに一度配布します。

鳥居委員長 皆さんそういった流れになります。

みよし市がこの先も住みよいまちであった、息子や孫に素晴らしいまちをつくってくれてありがとうと言ってもらえるようなまちにしていきたいと思います。本日はありがとうございました。